

法人課税、設備投資と財政収支
－復興特別法人税廃止の経済財政効果と今後の展望－

真鍋 雅史
兵庫県立大学大学院
シミュレーション学研究科

March 2014

Graduate School of Simulation Studies
University of Hyogo

法人課税、設備投資と財政収支 —復興特別法人税廃止の経済財政効果と今後の展望—

2014年3月25日

真鍋雅史¹

要旨

本稿の目的は、平成26年度から廃止される復興特別法人税について、その減税が設備投資をどの程度誘発するかを定量的に評価することにある。具体的には、過去の設備投資関数の推定結果を援用することで一次的な接近を試みる。本稿で得られた主要な結論は以下の通りである。すなわち、復興特別法人税の廃止によって、5.4兆円の設備投資誘発が期待できること、減税額1円あたりの誘発設備投資額は6円程度、税収増加額は1.9円程度で、減税額を上回る増収が期待できること、である。なお、結果については幅を持って評価する必要があるが、法人税減税は、設備投資の大幅な増加を通じて、減税額と同等、あるいはそれ以上の税収が確保できる可能性が明らかになっており、今後もさらなる法人税減税が求められよう。

キーワード

法人課税、復興特別法人税、設備投資、財政収支、法人税のパラドックス

¹ 兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科准教授 (manabe@sim.u-hyogo.ac.jp)

1. はじめに

近年、グローバル化の加速によって、企業の立地選択もグローバル規模で行われるようになってきている。これまでの本邦企業であれば国内に設備投資を行う、というような状況はもはや幻想であり、我が国あるいは国内各都市が魅力的な環境とならなければ、企業は立地せず、雇用は失われ、経済活力は大きく減退することとなる。この企業の立地選択に影響を与えるもののひとつが法人税制であろう。我が国の法人負担は、図1の通り諸外国と比較しても極めて高い水準にある。財務省型実効税率で比較すると我が国が35.64%であり、欧州諸国よりも高い水準にある。また、アジア地域における競争相手となる中国や韓国は25%以下、シンガポールは17%であり、我が国と大きな開きがある。さらに、平成25年度までは我が国では復興特別法人税が加算されていて、これを含めると我が国の法人実効税率は38.01%であり、米国ともほとんど変わらない水準となる。なお、財務省型実効税率は、前年度の所得に課税される地方税である事業税の税率を調整したものであるが、例えばYoshida (2008) などが指摘するように、実際の課税ベースに対する課税額の割合（実効負担率）で比較すると、我が国の法人負担は米国よりも重い。これは米国では税額控除が充実しているのに対し、我が国では地方税の加算税等の負担が重いためである²。

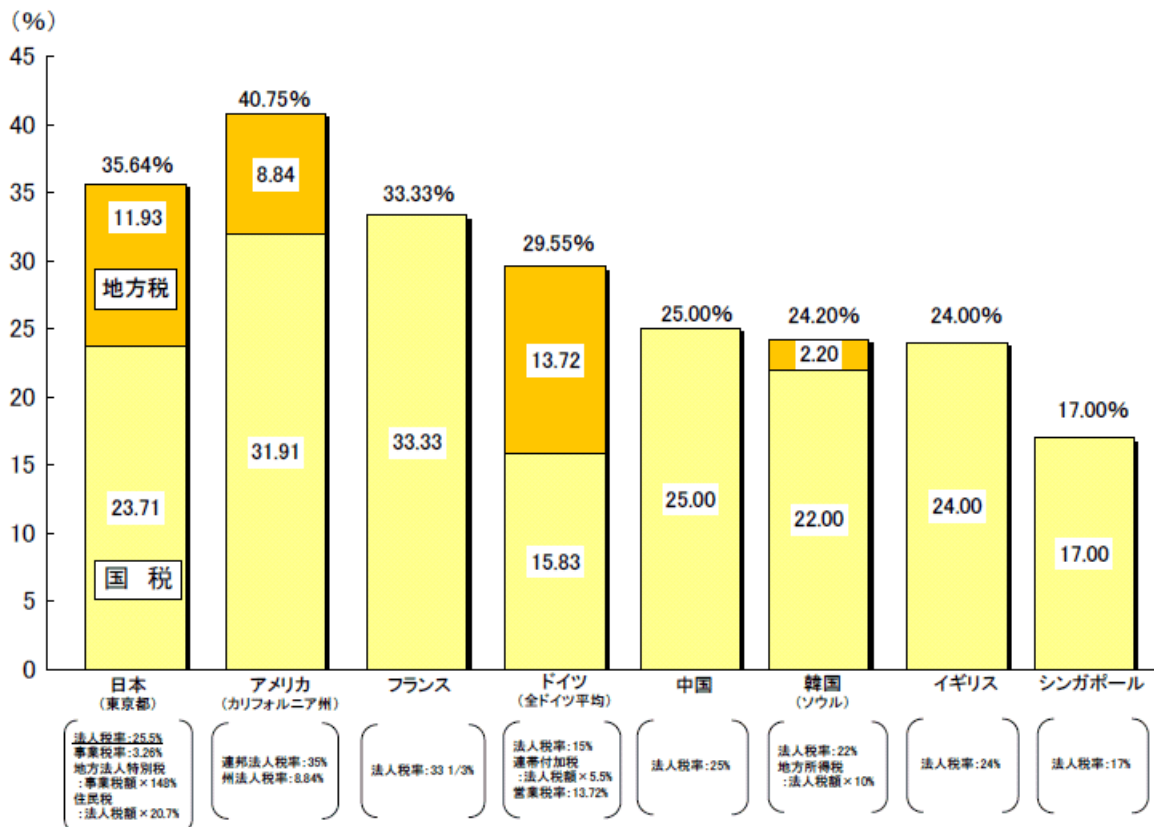
このような中で、我が国でも法人負担の軽減が歩みが遅いものの進んできている。最近では、平成24年度に国税4.5%の引き下げが行われたが、一方で東日本大震災に対する措置として復興特別法人税が加算されることになり、引き下げはわずかに留まっている。しかし、第二次安倍内閣では、成長戦略の一環として法人税減税に取り組んでおり、平成26年度からは前倒しで復興特別法人税が廃止されたほか、平成26年1月の世界経済フォーラム（いわゆるダボス会議）では、安倍総理自身が「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。法人税率を今年の4月から、2.4%引き下げます。企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します。本年、さらなる法人税改革に着手いたします。」と述べるなど、国際公約として引き下げに取り組む姿勢を見せている。

しかしながら、法人税減税に対する抵抗が強いのも事実である。我が国の財政は世界的に見ても非常に悪い水準にあり、財政再建のために増税が議論されている中で、法人負担を軽減することに財務省あるいは国民世論も慎重な姿勢を見せるのは当然のことかもしれ

² 詳細は付論1を参照されたい。

ない。ここで重要なのは、減税によってどの程度の経済効果が発生し、さらに財政に対してどのような影響を与えるのかを、定量的に評価することである。このような定量的な政策評価に基づくことで、はじめて減税を行うべきかどうかについての議論が可能になる。

図1 財務省型実効税率の国際比較



出所) 財務省 web site

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm

そこで本稿では、平成26年度税制改正で決定された復興特別法人税の廃止によって、マクロ経済及び我が国財政に与える影響を定量的に評価することを試みる。さらに、得られた結果から、さらなる法人税減税の経済財政に与える影響についても展望したい。具体的には、真鍋(2009)によって試みられている租税調整済資本コストを用いた設備投資関数の結果を援用し、可能な限り数字をアップデートすることで一次的な接近を試みる。より正確には、設備投資関数を現在利用可能な足下の数字を含めて推定した上で議論を行うべきであると考えられるが、同時に速報性が重要であることから、今回の分析では、過去の結果を援用することとする。そのため、結果は幅を持って評価することが求められるであ

ろう。本稿は以下のように進んでいく。2節では分析手法を概観する。3節では、分析結果の概観と、法人税減税1円あたりの設備投資誘発額、税収増加額を計測する。4節は結果をまとめ、今後の課題に言及する。

2. 法人課税、設備投資と財政収支

法人課税が設備投資及び財政収支に与える影響を分析するために、まず Jorgenson (1963) にもとづき、資本保有の限界的な費用である資本コストが設備投資に与える影響を定式化する。具体的には、法人税制を組み込んだ、租税調整済み資本コストを計測し、法人税減税が租税調整済み資本コストに与える影響を計測した上で、租税調整済み資本コストが設備投資に与える影響を推定する。租税調整済み資本コストの計測、法人税減税が租税調整済み資本コストに与える影響の計測及び設備投資関数の推定結果は、前川・真鍋 (2008)、真鍋 (2009) の結果を踏襲する。その上で、設備投資は GDP (支出面) の構成項目であることから、誘発設備投資額分の GDP 増加が税収を増加させる効果について検討する。以上から、法人税減税が、設備投資と財政収支に与える影響を計測する。

租税調整済み資本コストの計測については、前川・真鍋 (2008)、真鍋 (2009) では財務省「法人企業統計季報」を用いて計測している。計測式は以下の通りである。

$$(1) \quad C_t \equiv \frac{p_t^K}{p_t} \left[\left\{ r_t^d + \frac{1}{(1-\tau_t)} (\delta - \pi_t) \right\} d_t + \frac{1}{(1-\tau_t)} (\rho_t + \delta - \pi_t) (1-d_t) \right. \\ \left. - \frac{1}{(1-\tau_t)} (\rho_t + \delta - \pi_t) z - \frac{\tau_t}{(1-\tau_t)} h_t \rho_t - \frac{1}{(1-\tau_t)} (\rho_t + \delta - \pi_t) \kappa_t \right]$$

ただし、 C_t は t 期の租税調整済み資本コスト、 p_t^K は t 期の資本財価格、 p_t は t 期の生産財価格、 π_t は t 期の資本財価格上昇率、 r_t^d は t 期の貸出金利、 ρ_t は株式期待利回り、 δ_t は t 期の資本減耗率、 d_t は t 期の負債比率、 h_t は t 期の引当比率、 z は将来の減価償却に関する割引現在価値である。また、 τ_t は t 期の法人税率 (実効税率)、 κ_t は t 期の設備投資に関する税額控除率である。導出方法については、前川 (2005) を参照されたい。資本コスト計測に用いたデータは付表 1 を纏めている。

計測された租税調整済み資本コストの結果をもとに、法人税減税が租税調整済み資本コストに与える影響については、(1) 式を法人税率 τ_t で偏微分することで得られる。すなわち、

$$(2) \quad \frac{\partial C_t}{\partial \tau_t} = \frac{1}{1-\tau_t} C_t + \frac{p_t^K}{p_t} \cdot \frac{1}{1-\tau_t} (-r_t^d d_t - h_t \rho_t)$$

である。

真鍋（2009）における設備投資関数の推定式は以下の通りである。85年から05年を推定期間としたが、その間の構造変化を考慮し、また特にバブル期の土地担保の借入を考慮して、(4)式のような設備投資関数を推定している。

$$(4) \quad \frac{I_t}{K_{t-1}} = \alpha + \beta_1 * d8591 * C_t + \beta_2 * d9297 * C_t + \beta_3 * d9805 * C_t + \gamma P_t^L + u_t$$

表1 設備投資関数の推定結果

		全産業計	大企業	中企業	小企業
被説明変数		投資率	投資率	移動平均投資率	移動平均投資率
サンプル数		21	21	20	20
推定方法		OLS	OLS	OLS	OLS
定数項	係数	0.199 **	0.387	0.468 ***	-0.057
	t 値	2.161	0.221	5.601	-0.331
	p 値	0.045	0.097	0.000	0.745
資本コスト (85~91年)	係数	-0.472	-2.128	-4.100 ***	1.390
	t 値	-0.588	1.908	-4.991	0.776
	p 値	0.564	0.280	0.000	0.449
資本コスト (92~97年)	係数	-1.638	-3.447		
	t 値	-1.321	2.468		
	p 値	0.204	0.181		
資本コスト (98~05年) (※)	係数	-2.364 *	-3.846		
	t 値	-1.772	2.528		
	p 値	0.094	0.147		
資本コスト (92~05年)	係数			-5.324 ***	0.714
	t 値			-5.181	0.330
	p 値			0.000	0.746
地価	係数			0.019 ***	-0.006
	t 値			3.505	-0.530
	p 値			0.003	0.604
自由度調整済 決定係数		0.667	0.609	0.795	0.119
DW検定量		2.758	1.945	1.572	0.788213

(※) 被説明変数が移動平均投資率の場合は、05年のサンプルが欠けるため、04年までの係数である。
***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で、それぞれ有意であることを示す。

出所) 真鍋 (2009) の結果を転載

ただし、 K_t はt期の資本ストック、 I_t はt期の設備投資、 $d8591$ は85年から91年を1とするダミー変数、 $d9297$ は92年から97年を1とするダミー変数、 $d9805$ は98年から05年を1とするダミー変数、 P_t^L は地価、 u_t は誤差項である。推定に用いているデータは付表2の通りである。推定結果は表1の通りである。

3. 法人課税が設備投資と財政収支に与える影響

以上で得られている結果をもとに、法人課税が設備投資と財政収支に与える影響を足下の状況を加味しながら計測していく。なお、設備投資関数は法人企業統計ベースで行われているが、以下の結果はGDP統計とも整合的となるよう、SNAベースで計測している。

表2 復興特別法人税の前倒し廃止による誘発設備投資額

法人実効税率（復興税込み）	(a)	%	38.01
法人実効税率（復興税抜き）	(b)	%	35.64
増税廃止分	(c) = (a) - (b)	%ポイント	2.37
資本コスト変化量 ($\delta C / \delta \tau$)	(d)	-	-0.00079
設備投資関数係数 ($\delta (I/K) / \delta C$)	(e)	-	-2.36373
資本ストック（2011年SNA）	(f)	10億円	1223289.9
設備投資誘発額	(g) = (c) * (d) * (e) * (f)	10億円	5413.6

まず、復興特別法人税を前倒しで廃止することで誘発される設備投資の額は表2の通りである。復興特別法人税の廃止によって、財務省型実効税率ベースで2.37%ポイントの減税となる。この減税は、上記の議論に基づけば5.413兆円の設備投資を誘発すると考えられる。

表3 減税1円あたりの設備投資誘発額

法人実効税率（復興税込み）	(A)	%	38.01
法人税額（25年当初）	(B)	10億円	14435.20
法人税額（法人税1%あたり）	(C) = (B) / (A)	10億円	379.77
資本コスト変化量 ($\delta C / \delta \tau$)	(D)	-	-0.00079
設備投資関数係数 ($\delta (I/K) / \delta C$)	(E)	-	-2.36373
資本ストック（2011年SNA）	(F)	10億円	1223289.9
設備投資誘発額（法人税減税1%あたり）	(G) = (D) * (E) * (F)	10億円	2284.2
設備投資誘発額（法人税減税1円あたり）	(H) = (G) / (C)	円	6.01474

減税の費用対効果を議論するためには、減税額1円あたりの誘発設備投資額で評価することが適切である。これを計測したものは表3である。ここから、1円の減税は6円の設備投資を誘発することが示唆されている。さらに、6円の設備投資の誘発は、同額のGDPを押し上げることから、これに租税の国民負担率（対GDP比）を乗じることで、1円の減税によってマクロ経済が改善することによる税収増加額が計測できる。これをまとめたものが表4である。足下の国民負担率は30.5%であることから、これに乗じると、1円の減税によって、驚くべきことに1.9円の社会保険料も含めた税収増加が期待できることとなる。すなわち、減税額以上に増収が見込めることとなり、減税によってむしろ財政収支が改善する可能性が示唆される。

表4 減税1円あたりの税収増加額

設備投資誘発額（法人税減税1円あたり）	(X)	円	6.01474
国民負担率（対GDP・平成26年度）	(Y)	%	30.8
税収増加額（法人税減税1円あたり）	$(Z) = (X) * (Y) / 100$	円	1.85254

ただし、以上の計測は幅を持って評価することが必要である。まず設備投資関数について、今回の計測に用いている資本コストが設備投資に与える係数は、構造改革による景気回復によって設備投資が盛り上がった小泉改革期のものであり、平時よりもやや大きい係数となっている可能性がある。加えて、足下の法人税収は依然として落ち込んでおり、繰越欠損金などの影響もあって、1%あたりの法人税収も小さくなっている可能性がある。その結果として、減税1円あたりの設備投資額、税収増加額も上方にバイアスを持っている可能性が考えられる。それを割り引いたとしても、少なくとも減税規模と同規模の税収は十分期待できると考えられる。

4. おわりに

本研究では、平成26年度税制改正で決定された復興特別法人税の廃止によって、マクロ経済及び我が国財政に与える影響を、一時的接近によって定量的に評価することを試みた。結果としては、設備投資の大幅な増加によって、減税額と同等、あるいはそれ以上の税収が確保できる可能性が明らかになった。現在、法人税率を引き下げても、法人税収はむしろ増加するという法人税のパラドックスが議論になっている。これは、減税による経済活

性化と共に課税ベースの拡大（増税）も織り込んだ結果であると考えられる。今回の結果は、むしろ税収のパラドックスといえる結果である。つまり、減税によって、主な増税措置を講じなくとも、税収が増加することが十分ありえるということである。我が国のさらあなる経済活性化のためにも、また財政再建のためにも、さらなる法人税減税が求められよう。

最後に今後の課題について言及したい。今回の計測は、過去の設備投資関数の計測結果等を用いて試みており、これらを現在時点にまで更新した上で計測を試みる必要がある。そのため、計測結果は幅を持って評価することが必要である。加えて、今回は資本コスト型の設備投資関数を推定しているが、Q型の設備投資関数の推定、あるいは、企業アンケート等を用いた計測といった他の手法による計測によって、結果の頑健性を確認することも求められよう。

参考文献

- ・前川聡子(2005)『企業の投資行動と法人課税の経済分析』関西大学出版部。
- ・前川聡子・真鍋雅史(2008)「法人課税と設備投資」KISER Discussion Paper Series No. 13。
- ・真鍋雅史(2009)「法人税課税と設備投資—資本金階級別設備投資関数の推定による平成20年度二次補正予算の経済効果の計測—」関西社会経済研究所『抜本的税財政改革研究会2008年度報告書』第3章、pp46-58。
- ・Jorgenson, Dale, W., (1963) "Capital Theory and Investment Behavior", *American Economic Review*, 53.
- ・Yoshida Yuri(2008) "International Comparison of Corporation Tax Burden: With the Use of Statutory Tax Rate and Effective Tax Rate" *On Corporate Income Taxation Stimulating Capital Formatio* Chapter1, ESRI International Collaboration Projects 2007.

付論 1. 財務省型実効税率と実効負担率の計測

計測式は以下の通りである。

財務省型実効税率は、前年度の事業税が損金算入されることを考慮したものである。具体的には下式で計測される。

$$\text{財務省型実効税率} \equiv \frac{\tau_t^N \times (1 + \tau_t^P + \tau_t^C) + \tau_t^B}{1 + \tau_t^B} \times 100$$

ただし、 τ_t^N はt年の法人税率（国税）、 τ_t^P はt年の都道府県法人住民税率、 τ_t^C はt年の市町村法人住民税率、 τ_t^B はt年の事業税率である。また、法人住民税率は、法人税割部分のみを考慮している。

一方、実効負担率は加算税や税額控除が考慮される。具体的には下式で計測される。

$$\text{実効負担率} \equiv \frac{T_t^N + T_t^P + T_t^C + T_t^E + T_t^A - T_t^K}{X_t^T + T_{t-1}^E} \times 100$$

ただし、 T_t^N はt年の算出法人税額（国税）、 T_t^P はt年の都道府県法人住民税額、 T_t^C はt年の市町村法人住民税額、 T_t^B はt年の算出事業税額、 T_t^A はt年の加算税額、 T_t^K はt年の税額控除額、 X_t^T はt年の課税所得である。また、法人住民税額は、法人税割部分のみを考慮している。

計測方法及び計測結果については、Yoshida(2008)を参照されたい。

(付表1) 資本コスト計測に用いたデータ

変数	出所と作成方法
τ 法人実効税率	財務省型実効税率 ※法人税法などを元に計測。
κ 設備投資に関する税額控除率	0とした。
p 生産財価格	産出デフレーター（連鎖方式）平成12年基準、暦年 ※95年以前は68SNAしか入手できないため、93SNAとの比率をもとに加工し、接続。
pK 資本財価格	資本財価格デフレーター（連鎖方式）平成12年基準、暦年 ※95年以前は68SNAしか入手できないため、93SNAとの比率をもとに加工し、接続。
π 資本財価格上昇率	$\pi(t)=pk(t)/pk(t-1)-1$ の5年間移動平均値
δ 経済的減耗率	$\delta=\{Km(t-1)+Im(t)-Km(t)\}/Km(t-1)$ の期間移動平均
Km 資本ストック	内閣府『民間企業資本ストック年報』産業別資本ストック取付ベース、年度末値
Im 設備投資	内閣府『民間企業資本ストック年報』産業別新設投資額取付ベース、年度末値
r 貸出金利	財務省『法人企業統計季報』
ρ 株式期待利回り	同上
z 減価償却に関する割引現在価値	前川(2005)の結果を利用
d 負債比率	$d=D/(D+E)$
h 引当比率	$h=H/(D+E)$
D 負債（市場価格）	$D=Dr/rd$
Dr 支払利息等	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
rd 負債加重平均金利	$rd=rds*(Ds+Db)/(Ds+Da+Dl+Db)+rdl*(Da+Dl)/(Ds+Da+Dl+Db)$
rds 負債短期金利	日本銀行『金融経済統計月報』貸出約定平均金利ストック短期国内銀行小計12ヶ月末値平 ※02年4月以降は、国内銀行の値を加工し上記に接続。
Ds 短期借入金	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
Db 受取手形割引高	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
Da 社債	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
Dl 長期借入金	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
rdl 負債長期金利	日本銀行『金融経済統計月報』貸出約定平均金利ストック長期国内銀行小計12ヶ月末値平 ※02年4月以降は、国内銀行の値を加工し上記に接続。
E 株式（市場価格）	$E=(Ea+Eb)/re$
Ea 配当金	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
Eb 中間配当	財務省『法人企業統計季報』、年度末値
re 株式利回り	東京証券取引所『東証統計月報』
H 引当金	財務省『法人企業統計季報』、年度末値

(付表2) 設備投資関数の推定に用いたデータ

変数	出所と作成方法
K 資本ストック	財務省『法人企業統計季報』「その他の有形固定資産」
I 設備投資	$I(t)=K(t)-\{1-\delta\}\{1+\pi(t)\}K(t-1)$
I/K 投資率	$I(t)/K(t)=I(t)/\{1+\pi(t)\}K(t-1)$
pL 地価	日本不動産研究所『市街地価格指数』「6大都市商業地価格」